

新潟市不妊治療費助成事業のご案内

令和7年4月1日から、こどもを持ちたいという夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療費用の一部を助成する「**新潟市不妊治療費助成事業**」を実施します。

● 助成対象者

次の要件を全て満たす方が対象になります。

- ▶ 申請日時点において、夫婦であること（事実婚も含む）
- ▶ 申請日時点において、新潟市に住民登録があること（夫・妻のそれぞれに助成可）

● 助成対象治療

- ▶ 保険診療で受けた不妊治療
 - ・ 一般不妊治療（タイミング法・人工授精）
 - ・ 生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）
- ▶ 保険診療と併用して実施した先進医療

助成対象となる先進医療は、厚生労働省が告示したものです。

※ **令和7年4月1日以降の治療が助成対象**です。

● 助成金額

対象となる治療に要した医療費及び保険薬局で投薬された費用の自己負担額の2分の1を助成します。 ※ 所得制限はありません。

- ▶ 保険診療で受けた不妊治療は、対象者1人に対して1年度あたり上限4万円
- ▶ 保険診療と併用した先進医療は、対象者1人に対して1年度あたり上限3万円

● 申請方法

オンライン申請または郵送申請

※ オンライン申請は、申請書以外は、全て写真撮影した画像を添付して申請することが可能です。裏面の二次元コードまたはホームページのURLから必要事項を申請してください。

※ 郵送申請は、裏面の書類送付先の新潟市こども家庭課母子保健グループまで郵送してください。

● 申請回数及び申請期限

- ▶ **申請は、1年度につき1人1回**です。
- ▶ **治療を受けた年度末（3月31日）までに申請**をしてください。

※ 申請期限を超過した場合は、受付できません。

※ 「一連の治療」（治療計画から採卵、体外受精、顕微授精、胚移植、妊娠確認に至るまでの1回の治療、又は採卵を伴わない胚移植、妊娠確認の1回の治療）の途中でも、年度ごとの申請となります。

必要な書類については裏面に続きます。必ずご確認ください。

● 申請書類

必要書類	対象者	備考
① 新潟市不妊治療費助成事業申請書	全員	オンライン申請の場合は申請書の記載は不要です。申請フォームに直接入力してください。
② 新潟市不妊治療費助成事業受診証明書	全員	院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれに証明書を作成してもらってください。
③ 事実婚関係に関する申立書	事実婚申請者	重婚していないかの確認と治療の結果、妊娠・出産に至った場合に出生した子について認知する意向の有無の確認が必要となるため、夫婦それぞれの戸籍抄本*と「事実婚関係に関する申立書」を提出してください。
④ 兩人それぞれの戸籍抄本		
⑤ 高額療養費や付加給付の給付額等が記載された関係書類の写し	該当する方のみ	高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付を本人負担額から控除します。
⑥ 振込口座情報の写し	全員	金融機関名、支店、口座番号、口座名義人が分かるものの写しを提出してください。

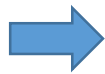
下記に該当する場合は、上記の必要書類の他に次の書類が必要です。

夫婦の住所が異なる場合	申請者の戸籍謄本*または夫婦それぞれの戸籍抄本*
住民基本台帳を閲覧することに同意しない場合	申請者本人の住民票の写し*を提出してください。住民票の記載事項は、「夫婦両方とも記載あり/世帯主・続柄記載あり/マイナンバー記載なし」としてください。

* 申請時点で発行日から3か月以内かつ最新のもの

● オンライン申請

こちらから



● お問い合わせ先及び書類送付先

新潟市こども未来部こども家庭課 母子保健グループ

- ・ 電 話 : 025-226-1205 (受付時間 平日8:30~17:30)
- ・ メール : kodomo.k@city.niigata.lg.jp
- ・ 住 所 : 〒951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1

制度内容や申請方法について、
詳しくは市HPでご確認ください。
また、申請に必要な様式も、
市HPに掲載してあります。

